

平成25年3月高浜市議会定例会会議録（第5号）

日 時 平成25年3月26日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

- 日程第1
- 議案第1号 指定金融機関の指定について
 - 議案第2号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - 議案第3号 高浜市道路の構造に関する技術的基準を定める条例の制定について
 - 議案第4号 高浜市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について
 - 議案第5号 高浜市準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
 - 議案第6号 高浜市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
 - 議案第7号 高浜市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
 - 議案第8号 高浜市都市公園条例の一部改正について
 - 議案第9号 高浜市道路占用料条例の一部改正について
 - 議案第10号 高浜市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
 - 議案第11号 高浜市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
 - 議案第12号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例及び高浜市教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部改正について
 - 議案第13号 高浜市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
 - 議案第14号 高浜市使用料及び手数料条例等の一部改正について
 - 議案第22号 平成25年度高浜市一般会計予算
 - 議案第23号 平成25年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算
 - 議案第24号 平成25年度高浜市土地取得費特別会計予算
 - 議案第25号 平成25年度高浜市公共下水道事業特別会計予算
 - 議案第26号 平成25年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算
 - 議案第27号 平成25年度高浜市介護保険特別会計予算
 - 議案第28号 平成25年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算
 - 議案第29号 平成25年度高浜市水道事業会計予算
- 日程第2
- 外郭団体等特別委員会の中間報告について

(日程追加)

日程第3 同意第3号 固定資産評価員の選任について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

2番	黒川美克	3番	柳沢英希
4番	浅岡保夫	5番	柴田耕一
6番	幸前信雄	7番	杉浦辰夫
8番	杉浦敏和	9番	北川広人
10番	鈴木勝彦	11番	鷺見宗重
12番	内藤とし子	13番	磯貝正隆
14番	内藤皓嗣	15番	小嶋克文
16番	小野田由紀子		

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩
副	市長	杉浦幸七
教	育長	岸上善徳
企	画部長	加藤元久
人	事グループリーダー	野口恒夫
地	域政策グループリーダー	岡島正明
経	営戦略グループリーダー	山本時雄
総	務部長	大竹利彰
行	政グループリーダー	内田徹
財	務グループリーダー	竹内正夫
情	報グループリーダー	時津祐介
市	民総合窓口センター長	新美龍二
市	民窓口グループリーダー	木村忠好
市	民生活グループリーダー	山下浩二
税	務グループリーダー	森野隆
福	祉部長	神谷美百合
福	祉企画グループリーダー	磯村和志

地域福祉グループリーダー	杉 浦 崇 臣
介護保険グループリーダー	篠 田 彰
保健福祉グループリーダー	加 藤 一 志
こども未来部長	神 谷 坂 敏
こども育成グループリーダー	大 岡 英 城
文化スポーツグループリーダー	内 藤 克 己
都 市 政 策 部 長	深 谷 直 弘
都市整備グループリーダー	平 山 昌 秋
都市防災グループリーダー	芝 田 啓 二
上下水道グループリーダー	竹 内 定
地域産業グループリーダー	神 谷 晴 之
会 計 管 理 者	橋 本 貞 二
学校経営グループリーダー	中 村 孝 徳
学校経営グループ主幹	梅 田 稔
監査委員事務局長	鶴 殿 巖

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	松 井 敏 行
主 査	杉 浦 俊 彦

議事の経過

○議長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事進行に御協力賜りますよう、よろしく願いいたします。

午前10時00分開議

○議長（北川広人） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（北川広人） 日程第1 常任委員会並びに予算特別委員会の付託案件を議題とし、付託

案件について各委員長の審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長、杉浦敏和議員。

8番、杉浦敏和議員。

〔総務建設委員長 杉浦敏和 登壇〕

○総務建設委員長（杉浦敏和） おはようございます。

御指名をいただきましたので、総務建設委員会の御報告をさせていただきます。

去る3月15日午前10時より、委員全員と市長初め関係職員出席のもと、付託された議案9件について審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告を申し上げます。

議案第1号 指定金融機関の指定について、質疑ありませんでした。

議案第2号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、この公営住宅法の一部改正が、この時期に改正された理由、背景はとの問いに、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に基づき公営住宅法の一部改正が行われたもので、改正の期限が平成25年3月31日までとなっており、今回提案したものととの答弁。

では、国のこの法律が改正されたのはとの問いに、そもそも国は、地域の自主性、自立性を高めるために、公営住宅の建設する際に国の定めた整備基準で行っていましたが、地域の実情に応じて整備する必要があるという考えのもとに、この時期に改正をされたと聞いていますとの答弁。

それでは、障がい者の方の応募はとの問いに、障がい者の方の応募のデータは持っていないので入居者の状況でお答えをさせていただきますと、身体障がい者の方で11世帯、精神障がい者の方で3世帯、知的障がい者の方で3世帯との答弁。

また、別の委員より、市営住宅及び共同施設の整備基準、高浜市の整備基準については、参酌基準となった公営住宅等整備基準に準拠したものがあるが、愛知県下並びに各市町村についての状況はとの問いに、豊橋市を除いてほぼ本市と同じ状況との答弁。

では、この基準は、既存の施設には適応しないという考え方でよいのか、今後、当市では市営住宅の建設予定はとの問いに、まず既存の市営住宅については今回の整備基準の適応を除外しています。また、今後の建設計画は持っておりませんとの答弁。

次に、高浜市の条例で定める上限額については、現行の公営住宅施行令第6条で定める額とされていますが、収入の上限を下げた場合、どの程度の影響かとの問いに、現在、市営住宅に入居されている方の世帯別、所得月割額の内訳は6階層あり、収入の上限を引き下げた場合、3世帯の方が収入超過となります。また、高齢者や障がい者等の裁量階層では、収入の上限を引き上げた場合、28世帯が収入超過となりますとの答弁。

議案第3号 高浜市道路の構造に関する技術的基準を定める条例の制定について、現在の市道では道路区分を定めているかとの問いに、市街化区域内の道路を4種道路とし、市街化区域外の道路は3種道路としているとの答弁。

現在進められている田戸町の市道港線の道路区分はとの問いに、4種3級道路で計画、進めているとの答弁。

次に、市の独自基準はあるのかということと、もう一つ、この条例を含めて地域主権一括法に関連する条例は近隣市との調整はとれているかとの問いに、市の独自基準は、国や愛知県の基準を参酌することで条例を定めている。また、近隣市との関連では、各市においても技術的基準について独自に設ける予定はなく、国と県の政令に沿ったものに準拠しており、大きな違いはないとの答弁。

議案第4号 高浜市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について、市内にはどのような標識があるのか、その標識の管理はとの問いに、地点の名称、方向、距離などを示す案内標識、踏切などの路上の危険や注意すべき状況を示す警戒標識、駐車禁止などの道路交通の禁止や制限を示す規制標識及び横断歩道などの特定の交通方法ができることや道路交通上決められた場所を示す指示標識、それと規制標識や指示標識に付属している区域や時間等を示す補助標識の5種類があります。高浜市が管理する標識は案内標識と警戒標識で、道路管理者の都市整備グループが管理しているとの答弁。

議案第5号 高浜市準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、独自基準を独自に設ける予定はないのか、また、市の責任あるいは国の補助対象という考え方はとの問いに、条例の運用については参酌した政令及び愛知県の条例と統一的な運用を行うことが望ましいと考えており、政令及び愛知県の条例の改正等に伴い、高浜市条例の改正を検討していきたい。また、独自基準については適時検討することと考えており、それと、国及び県の補助金に対しても、この基準に合わせて補助金をもらっていきたいとの答弁。

議案第6号 高浜市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について「歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする」「平たんで、滑りにくく、かつ、水はけのよい仕上げ」というのがあるが、どういうものかとの問いに、この舗装の考え方は、透水性舗装というのがありまして、普通の舗装より粒子が大まかなものを使っておりまして、それを舗装の下に浸透させるという舗装との答弁。

議案第7号 高浜市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてと、議案第8号 高浜市都市公園条例の一部改正については、質疑ありませんでした。

議案第9号 高浜市道路占用料条例の一部改正について、この占用許可対象物件の占用料金はどのように決めるのか、市内に占用物件の予定があるのかとの問いに、占用料金については愛知県の規定に準拠した形で設定しています。また、占用物件の追加は、太陽光発電設備等と津波の避難施設等を予定しているとの答弁でした。

なお、本委員会においては、自由討議を実施した案件はありませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第1号から第9号までの9議案は全て挙手全員により原案可決。

以上が当委員会に付託されました案件に対する審査経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますのでごらんください。

以上で委員会報告を終わります。

〔総務建設委員長 杉浦敏和 降壇〕

○議長（北川広人） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、小嶋克文議員。
15番、小嶋克文議員。

〔福祉文教委員長 小嶋克文 登壇〕

○福祉文教委員長（小嶋克文） 御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の御報告をさせていただきます。

去る3月18日午前10時より、委員全員と市長初め関係職員出席のもと、付託された議案5件について審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第10号 高浜市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、委員より、既に職員の方には、新たに自治基本条例の文章をつけ加えた宣誓書に署名されるのかとの問いに、現職員が宣誓書を出し直すことはいたしません。現職員は、宣誓しなくとも高浜市自治基本条例第12条において職員の役割と責務が明確にされているなど、積極的に高浜市自治基本条例の理念や精神を誠実に重視しなければならない立場にあります。また、平成23年度、24年度において自治基本条例の研修を実施しており、その精神は伝わっているので改めて宣誓はしないとの答弁でした。

議案第11号 高浜市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正については、質疑ありませんでした。

議案第12号 高浜市特別職の職員で常勤のもの給料の月額の特例に関する条例及び高浜市教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部改正について、委員より、現下の社会経済情勢に鑑みとあるが、何を指しているのか、また、減額の目的、影響額はとの問いに、現下の経済情勢については、全国的なものと捉え、特に高浜市においてもというようなところの経済情勢であり、減額の目的については、リーマンショック後、市の税収が当時、平成20年度の水準に達していなかったことから、特別職の方の考えの中で、少しでも歳出を減らすことによって他の事業に回す財源に充てていきたいという考えの中で行っている。影響額は年間で市長305万4,149円、副市長114万3,623円、教育長74万7,839円との答弁でした。

議案第13号 高浜市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、委員より、今後のス

ケジュールについては県のほうが決まってからとの話であるが、県の動きはとの問いに、県の動きに加えて、その上の国の動きが非常に影響してくる。しかし、国のほうがまだ法律の施行日が決定されていない状況で、かなりおけると予想している。ただし、今回の法律は平成24年5月11日に公布されており、施行日は公布後1年以内と決まっているので、一番遅い場合でも平成25年5月10日になるとの答弁でした。

また、新型インフルエンザ等緊急事態発生の際の処置の6番目の埋葬、火葬の特例についての問いに、高病原性のインフルエンザが発生した場合の想定であり、国の行動計画の中でうたわれてくる内容でありますので、国の動向を注視したいとの答弁でした。

議案第14号 高浜市使用料及び手数料条例等の一部改正について、委員より、ホームヘルパー派遣手数料がなぜ削られたのか、また実績はとの問いに、難病患者等へのホームヘルプサービスの実績は、平成23年度に1人の方がおおむね週2回利用されている。ホームヘルパー派遣手数料の項を削除する理由は、今回、障害者自立支援法の改正に伴いまして、難病患者等がその法律上の障がい者の範囲に明確に位置づけられたことによるもので、これまでは法律で定める障害福祉サービス等を難病患者の方は利用できなかった。そこで、市の事業としてホームヘルパー派遣事業を行い、それに基づいてホームヘルパー派遣手数料を徴収してきた。しかし、障害福祉サービスの対象になったことで、市の制度を廃止するとともにホームヘルパー派遣手数料の項も削ったとの答弁でした。

なお、本委員会におきましては、自由討議を実施した案件はありませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第10号、議案第11号、いずれも挙手全員により原案可決。

議案第12号、挙手多数により原案可決。

議案第13号、挙手全員により原案可決。

議案第14号、挙手多数により原案可決。

以上が福祉文教委員会に付託された案件に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますのでごらんください。

以上で報告を終了いたします。

[福祉文教委員長 小嶋克文 降壇]

○議長（北川広人） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

○議長（北川広人） 質疑もないようですので、次に、予算特別委員長、杉浦辰夫議員。

7番、杉浦辰夫議員。

[予算特別委員長 杉浦辰夫 登壇]

○予算特別委員長（杉浦辰夫） 御指名をいただきましたので、予算特別委員会の御報告をさせ

ていただきます。

去る3月11日、12日の2日間にわたり、委員全員と市長初め関係職員出席のもと、付託されました議案8件について審査を行いましたので、その審査過程の概要と結果について御報告申し上げます。

審査方法においては、一般会計予算については、歳入歳出ともに款ごとに行い、特別会計及び企業会計につきましては、歳入歳出一括にて審査を行いました。

議案第22号 平成25年度高浜市一般会計予算の歳入について経過を報告いたします。

1款市税では、税収を確保していくため、どのように平成25年度は行っていくのかとの問いに、税収確保に向けた取り組みは3つのことを重点に置き、1つ目は、市税徴収員を3名に増員をして、現年分の滞納発生の早期対応に努め、滞納者の常習化をなくす。2つ目が、西三河の滞納整理機構については確実に成果を上げていることから、引き続き徴収困難案件を引き継ぎ、税収確保に努める。3つ目は、県が主体となって、個人市民税の特別徴収の推進協議会が特別徴収の推進に取り組むとの答弁でした。

滞納繰越分の徴収率が下がっているかの問いに、算出においては、平成22年度、平成23年度決算実績率です。実績率に加えて、平成24年度の見込みの収納率を見込んで平均で算出していることから、社会情勢について若干減ったとの答弁でした。

年少扶養控除の廃止に関する影響額はとの問いに、16歳未満の扶養控除廃止の対象者は7,000人ほどで、影響額は1億4,000万円ほどとの答弁でした。

法人市民税の法人税割がふえている状況だが、どのように分析しているかの問いに、平成24年の日本経済が、海外経済の減退等々、企業に大きな影響を及ぼしているが、年度全体で考えると自動車産業の顕著な推移ということで、年度全体では改善が維持されているという状況の中で、本年1月末の法人市民税の状況を見ると、6億8,000万円ほど1月末現在で実績見込みで入っているが、対前年度比で3,900万円ほど増という状況である。法人については、過去の実績等も踏まえた平成24年の見込みを踏まえて算出をした結果が、各企業の堅実な推移により9,000万円ほどの増額をしたとの答弁でした。

当初予算を審議しているが、実はこの後ろに補正予算が、ここで出さなくても補正予算で上げておけばいいということはないかの問いに、基本的には、当初予算というのは年間を通じた予算という考え方のもとに、歳入についても歳出側についても取り組んでいくと。やむを得ず、例えば制度等が変わる中でどうしても補正をしなければならないものについては、6月、9月、12月でまたお願いすることはあるが、原則としては年間を通じた、歳入歳出予算という考え方の中で取り組んでおるとの答弁でした。

12款使用料及び手数料では、住宅使用料で、昨年に比べると、市営住宅の現年分も借り上げの現年分も市営が281万円、借り上げも653万円減になっているが、この根拠はとの問いに、平均の

家賃がこれまで約2万円だったものが1万8,000円ぐらい、約2,000円ほど下がっている。その理由は、実は60歳以上の世帯主の世帯が、高齢化世帯がふえていくという見込みに基づくものである。借上住宅使用料の現年分の減額は、平成24年度中に返還を予定しているセンチュリー21に係る分で、現在入居されている方の使用料の減額との答弁でした。

また、センチュリーが今何室あるかの問いに、センチュリー21は現在22戸で、そのうち入居者が5戸という状況。また、借り上げのほうは何%の入居を見込んでおるかの問いに、今年度の平成24年度末の入居率で39.7%、その後、平成25年度で返還後の入居率は46.4%を見込んでいるとの答弁でした。

13款国庫支出金では、民間保育所に対する補助金という、これは保育所運営費国庫負担金ですかとの問いに、民間保育所の場合、民間保育所に委託料として出して、それに対する2分の1が国庫として、負担金として市に入ってくるとの答弁でした。

14款県支出金では、衛生費県補助金で、平成24年度より3,867万円の減となっているが、これは、平成24年度で妊婦健康診査支援基金事業費補助金が2分の1で1,278万8,000円と、子宮頸がん等ワクチン接種事業費補助金2分の1で2,562万4,000円の減が主な理由だと思うが、これは今回も支出のほうで予算計上されているが、今年度はなぜ計上されていないのかの問いに、2つの事業については、どちらも国費が愛知県の基金を通して補助されており、国において基金の積み増しがされず、平成24年度をもって終了されている。なお、市としては、補助金はなくなったものの、事業費を確保し、どちらも事業は継続しているとの答弁でした。

15款財産収入では、不動産貸付収入の中の1,400万2,000円。これ普通財産ですが、いろんなところに貸していると思うが、主なものをとの問いに、不動産貸付収入の一部分で、駅前貸し店舗のところ、高浜安立荘の特別養護老人ホーム、碧南警察署の高浜幹部交番の土地、大きなところは碧南の警察署の待機寮が237万2,000円。全体的で1,400万円の貸し付けであるとの答弁でした。

18款繰越金では、平成24年度の繰越金3億円ですか、これを予定に入れていくということは、繰越金という名目ではなくてもっと使い勝手のいい、例えば何とか基金だとか、そういうふうにするべきではないかの問いに、この前年度繰越金につきましては、毎年度9月補正で確定したものを、確定した額を9月補正で計上しているのがこれまでだったが、今回9月補正ではなくて当初から計上するというようにしたわけだが、本来であれば当初予算のときに取り崩す必要がなかった、財政調整基金を取り崩すのではなくて、今年度からは当初予算編成に当たっても経営といった、そういった観点を入れて新たな予算編成に挑んだことで、次年度の当初予算を計上するに当たって前年度の繰り越しの額を把握した上で次の当初予算から計上するということは、あるべき姿としてはふさわしいのではないかと、財政調整基金を当初から充当することが本当に適切であるのかどうかといったことを検討した結果、当初予算から計上するとの答弁でした。

また、この繰越金というのは次年度へ繰り越すための繰越金ではなくて、前年度からの繰越金です。財政調整基金繰入金で3億2,300万円ほど計上しているが、これが6億2,300万円ぐらいになっていたものを、今回からは当該年度の収入を当該年度の歳出に充てようという基本的な考えに基づいて、財政調整基金を崩すことを少なくしていくという考え方でおるとの答弁でした。

19款諸収入では、雑入、東日本大震災被災地職員派遣負担金480万円が計上されております。これどこからのこれは収入であるのかと、今、高浜市から1名派遣で応援に行っているが、その状況をとの問いに、平成25年4月から平成26年3月末までの1年間、半年交代で2名の職員を、今度は七ヶ浜町ではなく新たに岩沼市へ派遣して、その費用負担について計上した。給与等は、派遣元である高浜市が支給して、派遣先である岩沼市が負担するものを480万円計上した。七ヶ浜町の派遣の状況は、江藤技師という建築技師が、技師の専門職を用いて復興に向けて従事しておるとの答弁でした。

次に、歳出について審査経過の概要を報告いたします。

2款総務費では、公共施設保全計画策定支援業務委託料1,200万円が計上されているが、これの詳細についての問いと、委託料のうちで、高浜市地域防災計画基礎調査業務委託料が830万4,000円計上されているが、これの詳細についての問いに、公共施設のあり方検討事業については、平成23年度に白書、公共施設マネジメント白書を作成し、今年度、平成24年度に、その白書から見えてきた課題を踏まえ、公共施設のあり方検討委員会において、公共施設のマネジメント基本方針、公共施設の改善計画の案というものを取りまとめる予定である。この平成25年度については、これらに基づいて公共施設の保全計画を作成。支援業務を業者に委託して、内容としては、この保全計画の策定と改善案の具体的な検討を行うものである。また、委託料の防災計画の基礎調査については、愛知県が策定する東海、東南海、南海地震等の被害想定、これに基づき本市の災害状況の整理、市の避難所の調査、防災計画の見直し等の基礎調査にするものであるとの答弁でした。

使用料及び賃借料の中で、電子複写機の借上料が異常に4.6倍だが、昨年と比べて内容を説明との問いに、行政グループが管理する電子複写機について、1階、2階、3階の各階と1階のエレベーターホールにコイン式の市民利用のもの計4台。現在の機器は平成22年度に導入し、3年間のレンタル期間が満了することから、機器の変更を行うものであるとの答弁でした。

市民予算枠事業で6,100万円、今回何を予定しているのかとの問いに、市民予算枠事業というのはことしで3年目を迎えるが、市民の皆様のやりたいという思いを応援する事業として始め、協働なまちづくりということで、まちづくり協議会の事業だとか、市域全域にわたる地域活動を応援するために使いますとの答弁でした。

高浜地域経営実践塾を開講するための講師料があるが、研修内容を具体的にとの問いに、中堅職員20名を対象に開講するもので、年間6回を予定しており、これを受け、去る2月19日には大

杉先生をお招きして事前勉強会を行い、事前勉強会では、大杉先生のほうから、この塾の狙いとしてエリート集団を育成するのではなく、現場に即して考えていける組織づくりや現場主義による職場マネジメント。高浜ならではの方法論を打ち立てていきたいと先生からお話があったとの答弁でした。

総合計画進行管理事業で、中期基本計画策定等支援業務委託料について、この中期基本計画を策定するに当たっての基本的な考え方との問いに、前期基本計画の行政評価結果等から見えてきた課題や新たな課題等を整理しながら、今後の方向性や多様性を検討していくとの答弁でした。

また、策定の進め方についての問いに、前期は未来を描く市民会議でやりましたが、中期基本計画の策定については、大まかな方向性は余り変わることはないであろうという前提のもと、市の職員で構成します中期基本計画策定プロジェクトを立ち上げ、総合計画の審議会や高浜市の未来を創る市民会議とキャッチボールを重ねながら策定を進めていくとの答弁でした。

3款民生費では、扶助費で生活保護費が出ているが、前年予算と比較して6,000万円弱減ということになっているが、どのような理由で減になったのかとの問いに、昨年度から取り組んでいる就労支援員による就労支援の成果と入院件数の減少に伴う医療扶助費の減少であり、平成25年度の生活保護費では、被保護人員を180人、被保護世帯数を120世帯と見込んで算出し、平成24年度と比較すれば、被保護人員では35人の減、被保護世帯数では26世帯の減となり、その結果、生活保護費の中でも大きな割合を占める生活扶助費で約1,900万円の減額、医療扶助費で約3,200万円の減額となっているとの答弁でした。

いきいきマイレージ事業を拡大していくことと、生涯現役のまちづくり創出事業、これはよく似ている面が多くあると思うがとの問いに、いきいき健康マイレージ事業は元気な高齢者を応援する事業であり、介護予防の位置づけも持っている。生涯現役のまちづくりというのは、介護予防を目的とした高齢者の居場所づくり、生きがいつくりといった事業である。今後、生涯現役のまちづくりを推進していくに当たり、このマイレージを、高齢者の方のやる気、インセンティブの部分に結びつけたいと考えているとの答弁でした。

生涯現役のまちづくり事業の高齢者の居場所づくり活動費補助金ということで100万円についているが、説明の中では、最高5万円までの助成、その形として5万円までの補助というのはどういうことを想定された補助なのかとの問いに、居場所設置の際に、必要な備品等を購入する経費として3万円、ランニングコストの部分で年間2万円を予定いたしており、平成25年度は、市内にこうした居場所を20カ所設置することを目標として、予算額で100万円を計上したものであるとの答弁でした。

認知症早期発見事業について、医師会の中ではどのような話になっているのかとの問いに、今回、認知症の委託料ということで医師会にお願いをさせていただきます。それで、市内医療機関18機関あるが、内科を標榜してみえる機関が9医療機関。それで、1年ごとの交代制で当たって

いただくということで、認知症のサポート医の方4名見えますとの答弁でした。

マシンスタジオ機器借上料、どちらに支払われる予定かとの問いに、日立キャピタル株式会社と契約しておるとの答弁でした。

たかはま夢・未来塾事業、この事業の内容と実績、この平成25年度ではどういうことをやっていくのかとの問いに、今年度は大きく2つのプログラムに分けて実施しました。年間を通じての固定プログラムであります地域教育プログラムというもの、そして学校の講演会を主体とした学校教育プログラムというもので実施しました。平成25年度は、これまでの事業のあり方をもう一度見直して、固定のプログラムとしては3つ、ロボットクラブ、少年少女発明クラブ、たかはまビデオクラブ、この3つを年間の固定プログラムとして、あとほかに、子供たちの自主的な気づきを与えていくという面から、短期に期限を絞ったプログラム「チャレンジエンジョイプログラム」と題して6プログラム実施していく予定であるとの答弁でした。

4款衛生費では、地域医療振興事業で、病院事業運営費補助金の予算の算定根拠を、また中身の部分をとの問いに、病院事業運営費補助金1億6,310万円の内訳は、運営に要する経費として1億円を支援します。この1億円は、従来の赤字額の一部を負担するというのではなく、高浜市からの訪問看護ステーション設置等の医療ニーズに対応していただくための運営費補助として位置づけておるとの答弁でした。

老人・成人保健事業で、平成24年度は103万円であったのが、平成25年度は420万5,000円増額されているが、これについては何か理由があるのかの問いに、賃金については、保健師の1名分の賃金をここの中で確保したとの答弁でした。

印刷製本費、平成24年度では37万円、平成25年度は337万円と増額されているが、これはなぜかの問いに、ごみ減量リサイクル推進事業の印刷製本費、この内容については、平成25年度に、高浜市のごみ処理基本計画の見直し、改定時期で、その改定した内容の計画書と、あとは概要版の印刷製本費として300万円見込んでいる内容となっておりますとの答弁でした。

環境対策事業で、大気汚染自動測定装置保守管理委託料があるが、今後の対策はとの問いに、大気汚染自動測定装置保守管理委託料の中にPM2.5の測定内容は含まれていません。PM2.5の関係は、黄砂の関係で3月末から5月にかけて対策は特に必要だと言われております。環境省のほうで暫定指針というものが作成され、これに沿った対策を講じていくことを想定しており、具体的には、光化学スモッグの緊急対策連絡網というものがあり、特に、その心配である高齢者の方と子供たちに対して、屋外の活動を控えるような注意喚起を行ってまいりたいとの答弁でした。

5款労働費では、勤労福祉事業、これは何をやるのか、また実績をとの問いに、愛知県連合と西三河地域連合協議会と労働福祉協会のほうに補助金という形で出して、労働福祉の支援をしているものであるとの答弁でした。

休憩により、東日本大震災2周年により、亡くなられた方々に対して黙禱を実施しました。

6 款農林水産業費では、地域農政総合推進事業、この成果と、平成25年度はどのようなことをやっているのかとの問いに、市民菜園で、管理委託については、場所は湯山町の湯山住宅の前、隣。区画については100区画です。賃料は1区画4,800円で、現在全部借りていただいている状況です。地域農政総合推進事業の全容については、農業振興の関係で、農振地域及び管理、いわゆる調整事業であるとの答弁でした。

7 款商工費では、空き店舗活用創業支援補助金、昨年300万円の予算がついていたが、今回15万円ということで、市内の空き店舗の活用等、何か成果があったかの問いに、実績としては6年間で10件で、平成23年度についてはゼロ件、平成24年については1件ということで、コミュニティ・ビジネスのほうも新たに事業が立ち上がり、その補助メニューとも一度見直しをかけるということで、平成25年度については休止するとの答弁でした。

コミュニティ・ビジネス創出支援事業交付金の内容はどの問いに、コミュニティ・ビジネスの創出支援事業というのは、地域に根差した新たなビジネスの芽を育むことを目的として、地域においてコミュニティ・ビジネスを創業しようとする個人、事業者、または市民広域活動団体に対し財政的な支援を行うというもので、内容としては、コミュニティ・ビジネスを創業しようとする個人、事業者、または市民広域活動団体に対して、対象経費の2分の1以内で50万円を上限とする創業支援交付金を、創業しようとする方からの提案に基づき、必要な審査を経て交付するとの答弁でした。

地域産業振興事業の中小企業振興対策事業補助金はどのような内容のものかとの問いに、三州瓦協同組合への事業補助、鬼瓦技能認定組合への補助、三河陶器組合への展示会の補助、愛知県陶器瓦組合の見本帳、愛知県技術センターの窯業試験場への技術センターへの協議会への支援、瓦コンクールが主なものであるとの答弁でした。

8 款土木費では、市道港線の進捗と予算の内訳の問いに、平成24年度末までに2カ所、見通しの悪い区間について視距の改良、見通しをよくする及び歩道設置事業については、横浜橋を渡ってすぐの横浜橋南工区について、愛知県の補助事業として、平成24年度末まで1件の用地を取得し、さらに、残る地権者の方への捕償を明確にするために建物等の物件調査をこの区間で全件に対して実施しました。もう1カ所のだるま窯付近については、国の社会資本整備総合交付金にて平成28年度に事業完了を目指し、平成23年度には1件の土地を取得し、平成24年度末には4件の土地の取得と4件の物件補償と3件の建物等の物件調査を実施しました。平成25年度当初予算については、だるま窯付近の物件補償と用地取得を継続して実施する予算です。公有財産購入費2,472万円についてはだるま窯付近のもので、今年度、引き続き道路の拡幅による3名の地権者に対しての用地取得を実施していく予定です。物件補償費の8,459万円については、4件の建物補償、建物及びそれぞれの構造物等に対する移転の補償ですとの答弁でした。

通学路の安全対策工事で、高浜市全学区の中のラインを点検、工事をやっていくのかとの問い

に、学校の通学路を点検し、その中で51カ所、どうしてもやらなくてはならない部分、緑のラインを引くとか、ポールをやるとかという中で今回予算化しました。小学校の5学区全部で何もかも全部やるわけではなく、悪い箇所、51カ所の点検部分を工事するという答弁でした。

9款消防費では、消防団活動事業で、本年、消防団120年、自治体消防65周年記念大会ということで、11月に東京ドームで全国的な規模の消防団の大会が開かれるが、予算的にはどちらのほうに含まれているのかとの問いに、広域消防事業の中に計上し、広域消防の中の単独経費ということで、今回、正副団長、4分団の正副分団長、合わせて10名の方の旅費を計上しているとの答弁でした。

10款教育費では、ことばの学習活性化推進事業の具体的な取り組みについて説明をとの問いに、来年度、県の委託事業で、新学習指導要領において言語活動の充実が改善事項として示された。この国語を初めとする言語は、知的活動とかコミュニケーションだとか、感性とか情緒の大切なものになるものです。これを受け、国語に対する学習意欲の向上に向けて、外部人材を活用して、話し合い活動を中心として豊かな言語活動の充実に向けた事業づくりを行うために設置された県の委託事業です。具体的には、アナウンサーだとか、落語家だとか、ことばのスペシャリストだとか言語活動の指導者による授業づくり、これを高浜市の国語科の教員を中心に行っていきたいとの答弁でした。

次に、いじめの実態と不登校の実態、この原因をどのように分析しているのかの問いに、今年度は、大きないじめについては中学校で1件です。不登校については、1月31日現在、本年度については小学校で19名、中学校で52名という数字が出ています。その原因のほうは、本年度の場合、小学校は、一番その不登校に陥る原因として大きいのが、子供自身の無気力というようなものと、親子関係をめぐる問題。中学校は、一番大きいのは、やはり同じように無気力という子供本人の問題と、不安などの情緒的な混乱であるとの答弁でした。

高浜小学校北舎屋上補修工事費の計上で、今も公共施設のあり方検討委員会で、補修工事か何かも計画されておると思うが、緊急性を優先させるのかとの問いに、高浜小学校校舎北舎の西側3階の開放廊下に屋上から雨漏りが生じており、通行に支障が生じるということで、屋上床の防水モルタルを補修後、防水塗装を施工し、雨漏りを防止する工事の内容です。安全面を考慮すると、公共施設のあり方検討における改修の実施まで待てない状況だということで、当初予算に計上したとの答弁でした。

学校給食の無料化で、岐阜県の岐南町が学校給食を無料化したということが報道であったがの問いに、岐阜県の岐南町の場合は、人口増の施策によってこれは無料化したということで、本市とは内容が全然違います。それから、受益者負担の関係から無料化する考えはないとの答弁でした。

議案第23号 平成25年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算では、この3月補正予算におい

て支払準備基金より5,000万円近い繰り入れを行っており、平成24年度末の基金残高が幾らかと、平成24年度単年度の収支がマイナスになると見込んでおられると思うが、マイナスはどれほどになるのかとの問いに、平成24年度に基金を4,968万7,000円繰り入れして、年度末の残高は3,052万3,223円となる見込みです。基金の半分を超える額を繰り入れる予定です。実質的な単年度収支は、そのマイナス額は、平成23年度より繰り越しをした1億円程度がマイナスと見込んでおられるとの答弁でした。

国庫の国への要望事項はとの問いに、昨年6月に開催されました全国市長会議におきまして国民健康保険制度に関する重点提言を取りまとめ、その中で、国庫負担割合の引き上げなど国保財政基盤の拡充、強化を図り、国の責任と負担において実行ある措置を講じることとして重点提言しているとの答弁でした。

議案第24号 平成25年度高浜市土地取得費特別会計予算では、質疑はありませんでした。

議案第25号 平成25年度高浜市公共下水道事業特別会計予算では、雨水施設建設事業の委託料で、下水道施設現況調査検討業務委託料として430万2,000円とあるが、どういう内容かとの問いに、春日町一丁目、芳川町三丁目、四丁目地内を雨水排水区域とする服部新田排水区があるが、平成2年度に都市下水路として認可を取得し、認可取得後20年以上が経過し、雨水調整池として機能していた遊水池も、工場等の進出により一部が埋め立てられたり、周辺の宅地化が進んでいることなど、状況が大きく変化していることから、既存の遊水池能力等の現況を調査するものとの答弁でした。

平成25年度が終わると、汚水施設の整備率、全体整備計画面積、認可面積に対して整備率がどのくらいになるかとの問いに、下水道全体整備計画面積が890ha、認可区域面積は517.4haです。平成25年度の整備面積が14.7haを予定しており、整備済面積が455.6haとなる予定ですので、整備率は、全体の整備計画面積に対して51.2%、認可区域面積に対しては88.1%となる予定ですとの答弁でした。

議案第26号 平成25年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算では、質疑はありませんでした。

議案第27号 平成25年度高浜市介護保険特別会計予算では、第5期の介護保険事業計画2年目ということで平成25年度の予算が出ているが、この保険給付費の合計が21億7,500万円余りになっているが、事業計画の値と対比してどういう状況になっておられるのかと、平成24年度の実績見込みはとの問いに、介護給付費の介護給付の標準給付費、平成25年度の事業計画値において21億8,590万3,099円に対して、平成25年度の当初予算は21億3,688万1,000円を計上し、計画値に対して97.8%と計画値を若干下回っている。事業計画2年目に当たる平成25年度においては、平成24年度の利用状況、過去の推移、平成25年4月開所の小規模特養等の費用を踏まえ算出している。また、平成24年度の実績見込みにおいては、平成25年3月補正後の介護給付費、標準給付費は20億4,810万6,000円で、対計画値100%という状況となっておりますとの答弁でした。

平成25年度、介護保険料滞納、どういう取り組みをして下げていくのかとの問いに、この滞納が出るというのは普通徴収で発生するわけで、税務グループと同行し、臨戸訪問だとか特別徴収に始まる前の半年間が普通徴収になり、納付忘れのないように勧奨等を努めていくとの答弁でした。

議案第28号 平成25年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算では、滞納額が出ているが、滞納した方への対応との問いに、督促状の発送、現年度分の滞納者に対しては電話による催告、過年度分の滞納者の方については臨戸訪問等により徴収の強化を図っておるとの答弁でした。

議案第29号 平成25年度高浜市水道事業会計予算では、水道加入率と年間総給水量が500万t、1日平均給水量が1万3,699t、昨年度と同様になっているが、考え方をとの問いに、また、平成24年度と平成25年度の1日最大給水量と有収率との問いに、水道の加入率は、水道の普及率ということで考えると普及率が99.97%である。年間総給水量、総給水量は過去の実績を参考にするとともに、今年度の3月末の人口が4万5,901人、10月末の人口が4万5,892人とほぼ横ばいという傾向でしたので、前年度と同じ同量、年間総給水量500万 m^3 と見込みました。また、有収率は、4月から1月末の数値になるが、96.4%となっている。平成25年度の1日最大給水量、これは企業庁との契約となる承認基本水量で1万6,300 m^3 で、有収率は、年間総有収水量を算定する根拠として94%というふうに見込んでおるとの答弁でした。

公営企業会計システムと水道料金システム更新の理由はとの問いに、公営企業会計システムは平成18年10月に導入したもので、システムの老朽化によるものと、公営企業会計制度が改正され、平成26年度予算編成から新会計基準での編成が必要となることから、現行システムでは新会計基準での業務が対応できなくなるため、システムの更新をするもの。あと、水道料金システム今回の更新は、使用機器の老朽化に伴う更新と水道の受付事務の効率化を図ることに加えて、金融機関との情報交換に新システムに対応できるようにすることとあわせて、消費税の改正に対応できるシステムに更新するものであるとの答弁でした。

以上が審査経過の一部ではありますが、概要報告といたします。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第22号、議案第23号、議案第25号、議案第27号、議案第28号、議案第29号は、挙手多数により原案可決。

議案第24号、議案第26号は、挙手全員により原案可決。

以上が当委員会に付託されました案件に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますのでごらんください。

[予算特別委員長 杉浦辰夫 降壇]

○議長（北川広人） ただいまの予算特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

○議長（北川広人） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

11番、鷺見宗重議員。

〔11番 鷺見宗重 登壇〕

○11番（鷺見宗重） 皆さん、おはようございます。

日本共産党高浜市議団を代表して、平成25年度高浜市一般会計予算案の反対の立場で討論を行います。

去年12月の衆議院選挙で、民主党政権から自民党に政権が戻った形となりました。選挙結果から、自民党の得票を伸ばしたというよりも民主が弱過ぎたとの見解は自民党自身も認めているところですが、自民党の票は減っていることから、自民党政権が支持されたわけではないと考えます。

このもとで、デフレを打開するために無制限の金融緩和、大型公共事業のばらまき、大企業応援の成長戦略を進めるとしています。しかし、このどれもが過去の自民党政権が行い、破綻が証明されたものです。こうした方法で物価が上がったとしても、国民の賃金が上がらなければ国民の生活は苦しくなるばかりです。

日本共産党の笠井亮衆議院議員は、国会で内部留保のほんの一部を取り崩すだけで賃上げは可能と主張し、賃上げすべきと安倍首相に求めたところ、それに応えて財界トップに賃上げを要請しました。春闘の回答も、ボーナスの満額回答という報道がありますが、最低賃金の引き上げと同時に、中小企業を支援することや適正な下請単価を実施させる政策が必要と考えます。

一方で社会保障は、生活保護基準の見直しなどで生活保護費を減らすことや、年金の減額を進めようとしています。また、消費税の増税は、生活を直撃することが必至です。生活費の大半が日本経済を動かしているもので、日本の経済にはマイナスと考えます。デフレ打開の道は、消費税増税と社会保障大改悪の計画を中止すること、賃上げと安定した雇用を実現すること、人間らしい暮らしを保障するルールづくりに踏み出すことです。

こうしたもとで平成25年度一般会計予算を見てもみますと、歳出歳入で129億7,000万円で、前年度に比べ3億3,700万円の減額です。減額になった理由に、緊急に整備するものが減ったためとしています。緊急を要するものが減ったと言いますがけれども、福祉と福祉の充実という点ではまだ不十分な点があると考えます。

主要新規事業のうち、ガラス飛散防止工事は、子供の安全を確保するため、保育園、幼稚園などの窓ガラスに飛散防止のフィルムを張る工事が計上されています。また新たに、防災備品の整備では、防災行政無線や自主防災組織への配布資材としてレスキューセットやリヤカーなどを配布、認知症早期発見事業や高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種助成金などが予算化されていることは評価します。

次に、改善が求められるものがあります。歳入の部ですが、これから公共施設の建てかえや大規模改修など、あり方検討もされて歳入不足が懸念される所であり、大企業に対して国の法人税は、中小企業ではできないような研究開発の名目などで優遇されています。税の再配分という意味では逆になっています。高浜市としても、歳入不足の一途と税金の再配分のために、資本金10億円以上の大企業に対して税率12.3%から14.7%に引き上げる超過課税をする法人市民税の不均一超過課税を適用することを必要と考えます。

歳出では、2款で、リニア中央新幹線建設促進愛知県期成同盟会負担金であります。概算で9兆円に上る大型公共事業であること、JRが負担するといっても地元の負担もあり、国にも負担を求める場合も出てくること、東海道新幹線だけでは大規模災害が起きたときに断絶するということがあつては経済損失が大きいとの答弁がありましたが、大災害時に時速400km以上で走行するリニアが大丈夫とは考えられないことや、東海道新幹線の利用者は20年間横ばいでリニアの必要性は考えにくいことから脱退を求めます。

3款では、中央保育園運営委託では、中央保育園の民営化に伴い、今までの公立と比べ委員の目にも市民の目にも届きにくくなると思えます。保育士さんの賃金はわからなくなってしまって、直営に比べてどれだけの差があるのかさえもわからなくなってしまいます。不安定な雇用の実態もつかめなくなる、そういうことが考えられます。全体的な賃金が低くなれば、保育の質が低下する懸念もあります。民間任せにするのではなく、国や自治体が責任を持って、保育に欠ける子には積極的に手を差し伸べるべきと思えます。公立の保育所には国の補助金がないので民営化を進めるというのでは、国に誘導されていると言わなければなりません。公立にもわかる形で国は補助を出すべきところです。国に対して強く要望すべきと思えます。

また、3歳未満児の待機児も解消までは至っていないのでは、やはり公立の保育所の増設も考えるべきと指摘しておきます。

また、放課後児童健全育成事業の児童クラブについても、小学2年生の児童が入れない事態が起きています。対応すべきと思えます。

4款で、地域医療振興事業は、刈谷豊田総合病院高浜分院への補助金ですが、本予算では1億6,310万円になっています。1億円が、訪問看護ステーションを設置する関係で補助金とするとしていますが、原則3年間赤字補填をすると協定書には書かれています。本予算で5年目になり、いまだに経営は赤字ということですが、豊田会に対して、常勤医を増員、診療科目の増設など、外来患者をふやす努力と、多額の補助金を出している関係で、高浜分院に救急の受け入れも視野に入れて考えていただくよう求めるべきです。

8款に入ります。高浜ベイサイド計画委託料ですが、なぜ財政が厳しいと言いながらイベント・マリレクリエーションゾーンを進めるような調査が要るのか疑問であること、また、このエリアは堤防の海側で、4mの津波で水浸しになる地域であり、何をつくるにも難しいと思えます。

す。検討に値しない調査と指摘しておきます。

次に、10款です。学校給食食材の放射能測定は毎月2品目しかしていないことや、その結果についても公表していません。また、実際に使った食材の産地も公表しないでは、余りにも情報不足と言わざるを得ません。安心・安全な給食と市民が判断できないのは問題であります。せめて食材の産地は公表すべきと指摘しておきます。

また、給食費の無料化に関しては、教育に受益者負担を持ち込むのは、食育の観点や憲法の義務教育は無償とするとは相入れないと感じます。学校給食法に関しても、給食の無料化を禁止しているものではないとの文部科学省の見解から給食費の無料化は可能です。他市の取り組みは、人口の流出を防ぐだけでなく、食育という観点から給食を教科書として取り扱う取り組みもされています。子育ても大変な世の中になっています。子育て世代には、年少扶養控除が所得税に続き、市民税も控除がなくなり、その分、税金の負担がふえたわけですから、高浜市においても給食の無料化を検討すべきと考えます。せめて食材についての補助をすべきと考えます。

次に、かわら美術館の指定管理料は、本年は2億1,791万5,000円と計上されています。空調の改修で6,090万円が含まれているという答弁がありまして、差し引きで約1億5,000万円が指定管理料となります。一般会計全体の予算、約129億円の1%以上となり、高浜市の財政規模からいって大きな負担と考えます。美術館管理運営事業の見直しをして、減額することが必要と考えます。

以上、本案に賛成できない見解を述べて、討論とさせていただきます。

〔11番 鷺見宗重 降壇〕

○議長（北川広人） 討論の途中ですが、暫時休憩いたします。再開は11時25分。

午前11時11分休憩

午前11時23分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、平成25年度予算の第23号、第25号、第27号、第28号、第29号について、日本共産党を代表して反対討論いたします。

第23号 高浜市国民健康保険特別会計予算。本予算は、国保加入者の中にも貧困と格差が広がる中、今日高齢者控除の廃止など国の税制改悪等の住民負担増も加わり、将来の生活不安と生活困窮を訴える人が増加しています。国民健康保険の短期保険証が平成24年度は778世帯とふえています。高い保険税で、国保税を払いたくても払えない滞納者をつくっている上、制度そのものが、国民皆保険制度の制度崩壊の危機に瀕していると言われてしています。

そもそも、今日なぜ国保会計を財政面で逼迫した状態をつくっているのか。それは、国が国民健康保険法を改悪し、国の負担する医療費を削減し続けていることが最大の原因です。したがって、国の責任を棚上げしたまま、国保の財政危機を根本的に解決することはできません。国庫負担をふやすことなどの手だてをとるよう強力に要請すべきです。同時に、当市独自の施策として一般会計からの繰り入れを増額することを求めます。

第25号 公共下水道事業特別会計予算。この予算は、下水道整備計画面積が890ha、認可区域面積は517.4haで、平成25年度の整備面積が14.7haを予定しています。整備済面積が455.6haとなる予定ですので、整備率は全体の整備計画面積に対して51.2%、認可区域面積に対しては88.1%となる予定の予算です。

平成25年度末の予定の公債費については、ピークは済んでいるとの話ですが、78億7,446万9,000円の公債費があり、これからも返済していかなければなりません。経済的にも時間的にも有利な、かつ技術的にも改善が進められている合併浄化槽も含めて抜本的な見直しが求められます。また、下水道整備完了地域の接続率が速やかに向上しない原因は、低所得者や高齢者世帯などの経済的な理由が考えられますが、こうした世帯に対する接続工事費の補助制度など接続を促進する施策が求められます。

第27号 介護保険会計予算。上乘せ横出しサービスを市の福祉サービスで行うべきで、介護支援券などはいつでも利用できるようにするべきです。デイサービスに行くと高い保険料を払ったあげく利用料がまだ出るとびっくりしてみえる方もおられます。

普通徴収で発生すると言われる滞納が増加していますがとの質問に、特別徴収になる前の普通徴収半年間が納め忘れなどで滞納になってしまいますとの答弁でしたが、これは保険料が高くなればなるほど払うことは困難になりますし、少ない年金受給者に高い保険料を負担させている結果であります。この対策として、非課税世帯の低所得者に対する減免制度の創設を求めます。

所得段階が現在12段階になっていますが、ほかの自治体ではもっと多段階性をとっているところもあります。さらに、所得階層第1、第2の低所得者は、基本月額に0.5を掛けた保険料になっています。所得階層を、700万円以上が12段階で一まとめになっていますが、800万円とか1,000万円以上とか段階をふやして低所得者の分0.5を下げる必要があると考えます。これは近隣市でも実施している市もあります。

また、国の調整交付金についてであります。国は25%介護保険に使うと言っていることから、きちんと25%出させるべきで、指摘しておきます。

第28号 後期高齢者医療特別会計予算。本予算は、2006年度に国会で強行された「医療改革」法が実施に移されるもとの、2008年4月からスタートした医療制度に沿ってつくられた予算です。

最大の問題点は、社会保険や国民健康保険から、75歳という年齢を重ねただけで無理やり脱退させられ、その上新たな負担増と給付減を強いるということ、さらに保険料を滞納すれば保険証

を取り上げるなど、高齢者を医療から遠ざけることにあります。大変ひどい内容の保険医療制度であり、全国で異議申し立ての裁判も起きていることもありますし、現代版うば捨て山という批判もある制度です。

日本共産党は、保険料値上げ抑制をするため財政安定化基金をさらに活用すること、被保険者負担となっている検診事業の費用を愛知県が負担すること、県負担による低所得者のための減免制度の支援を求め、そして老人保険制度に戻し高齢者の医療差別をなくすことを提案しています。

第29号 高浜市水道事業会計予算。本予算は、年間総給水量500万 m^3 、1日平均給水量1万3,699 m^3 、有収水量470万 m^3 の見込みです。

愛知県内の水需要は減少している中、本市の水道は県水に100%依存して運営している関係から、県水の単価が水道料金に直接影響を受ける環境に置かれています。したがって、県企業庁が利用計画のない徳山ダムを完成させ、水源確保にかかわって進めている徳山ダムから長良川と木曾川への導水路の整備に890億円の巨額の費用を投じようとしています。脱ダムの時代に徳山ダムに3,500億円を投じ、この徳山ダムに導水路建設で890億円を投入しようというのは二重の無駄遣いというもので、県水にはね返ってくることは必至です。

また、設楽ダムは、国土交通省が豊川上流の設楽町地内に建設を計画しているもので、必要性に根拠はなく、建設費2,070億円、関連事業含め約3,000億円かかり、うち県の負担が1,400億円、下流の市町の負担は22億円、120戸が水没し、地元への影響は甚大と言われます。これらが県水の単価にはね返ってくるのです。

設楽ダムはネコギギという貴重な資源もあり、土質もやわらかく工事を行うには適さないとの声もあり、反対の声も起きています。開発型の大型建設であり、このような開発型の工事に過大な設備投資をすることは、県水道料金値上げにつながる懸念があり、拙速なダム建設は中止すべきで、関係機関に強力に働きかけるべきであることを指摘し、反対討論といたします。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（北川広人） 次に、3番、柳沢英希議員。

〔3番 柳沢英希 登壇〕

○3番（柳沢英希） 議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表しまして、平成25年度予算案に対し賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の予算規模を見ますと、総額216億1,169万円と前年対比0.8ポイントの減、一般会計においては129億7,000万円とし、こちらは2.5ポイントの減であります。しっかりと進めている第6次総合計画の前期基本計画の総仕上げに当たるのが平成25年度であり、中期基本計画をまとめる重要な年度であると位置づけしながらも、依然と続いている財政の厳しさ、企業や自治体も同様ですが、しっかりとそれを認識して、経営という観点で予算組みをされたのではないのでしょうか。

それは、限られた財源のもと必要なところに必要な財源を充てるという姿勢であり、一般会計予算案でいうなら、3款民生費においての生活保護費受給者の方のための就労支援、障害者相談支援体制の強化のためのスタッフ2名の増、近隣市と比較しても交付の多い障害者福祉タクシー料金の助成、家庭的保育の推進、また新規事業の幼稚園や保育園などへのガラス飛散防止フィルムの施工などといった取り組み、4款衛生費では、刈谷豊田総合病院高浜分院への訪問看護ステーション等の運営補助を行うなどの地域医療を支えていくための予算、6款では、農業の6次産業への取り組みプロジェクト、7款では、コミュニティ・ビジネスを創業しようとする個人や事業者、広域活動団体への助成、8款土木費では、新規事業の通学路安全対策としてカラー舗装やポストコーンの設置といった安全確保など、10款では、幼稚園の正規職員の方が安心して産休がとれるよう臨時職員の4名の追加雇用などといった、集中と選択により総合計画に沿った数々の事業への予算配分を見ることが出来ます。

特別会計においては、議案第23号の国民健康保険事業特別会計ですが、大変厳しい財政状況下での運営であります。全国市長会議にて制度に関する重点提言を取りまとめ、国庫負担割合の引き上げや財政基盤の拡充などの提言といった働きかけをされているとのことでもあります。全ての世代、世帯がまずもって公平であり、また安心して暮らせるよう、より一層の国保財政健全化に努められることを引き続きお願いいたします。

議案第25号 公共下水道事業特別会計では、平成25年度で全体整備計画面積は51.2%であるが、認可区域に対しては88.1%と順調に推移しており、また水洗便所改造資金融資あっせん制度という供用開始より3年以内であれば無利子で融資が受けられる制度を活用し、住民に対しての説明もしっかりとやっけていただいているとのこと。

議案第27号 介護保険特別会計につきましては、多段階制については近隣市を見ましても平均であり、また新たにサービス開始になる小規模特養にも市民の一人としても期待をいたしております。

議案第28号 後期高齢者医療特別会計につきましては、国保同様に財源の確保から見ましても一定の年齢での分け方や受益者に応分の負担をお願いさせていただく必要性も感じております。また、高浜市においては、短期証の発行というのありません。

議案第29号 水道事業会計に対しましては、純利益も順調であり、また老朽化と平成26年からの新会計基準対応へのシステムの整備や、可能な限りの財源で水道管の耐震化を計画どおり進めている状況でもあります。

これらを踏まえまして、一般会計予算・特別会計予算どちらも、第6次高浜市総合計画の着実な推進が見込まれる予算と判断し、賛成とさせていただきます。皆様の良識的な判断をお願い、あわせてさせていただきたいと思っております。

締めといたしまして、いまだ経済状況、景気の先が見えない中、限られた財源の中でかじ取り

をしていかなければいけないのは大変だと思われませんが、この25年度を踏まえて、将来の高浜へのしっかりとした道筋を立てていただきますよう、また何が何でも、国や自治体がという考えではなく自助、互助、共助、公助といった、地域でやれることは地域で、足りないところは行政による支援というふうに、高浜市の住民力の可能性を信じ、今後とも計画をしっかりと進めていただきますよう、あわせてお願いいたします。

〔3番 柳沢英希 降壇〕

○議長（北川広人） 次に、2番、黒川美克議員。

〔2番 黒川美克 登壇〕

○2番（黒川美克） 議長のお許しをいただきましたので、私は、議案第22号から議案第29号までについて賛成ですが、先に通告してありますとおり、特に議案第29号 平成25年度高浜市水道事業会計予算について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

平成25年度高浜市水道事業会計予算については、予算特別委員会でも何点か質問をさせていただき御答弁をいただきましたが、現在の水道普及率が99.97%であることや、承認基本水量1万6,300 m^3 に対して平成24年度の一日最大給水量が1万6,084 m^3 であること。また、有収率が96.4%と非常に高いことなどから、平成24年度の予定純利益が3,218万9,000円計上されております。平成25年度当初予算では、予算の基礎となる年間総給水量が500 m^3 と平成24年度と同水量になっていますが、平成25年度の予定純利益が4,064万2,000円見込まれており、安定した事業経営に努められていることがわかります。

4条予算の配水管網等布設整備事業費で3,211万7,000円、水道施設近代化事業費で3億2,701万5,000円を計上し、老朽施設である高浜配水場中央監視制御設備の改修、水道管の耐震化では、重要給水施設配水管布設がえや下水道工事等に伴う配水管移設で耐震管を埋設していく等、事業も計画的に進められていくことになっております。

最後に、市民生活並びに社会生活の基礎となる水道水の安定供給に努めていただくと同時に、これからも高い有収率を維持していただくよう努力をしていただくとともに、震災時においても安全で安心な水を供給していただけるよう水道管の耐震化並びに配水場の老朽施設の更新を計画的に進めていただくようお願いをして、賛成討論とさせていただきます。

〔2番 黒川美克 降壇〕

○議長（北川広人） 以上をもって、討論は終結いたしました。

これより採決いたします。

議案第1号 指定金融機関の指定について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 高浜市道路の構造に関する技術的基準を定める条例の制定について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 高浜市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 高浜市準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 高浜市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 高浜市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 高浜市都市公園条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 高浜市道路占用料条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第10号 高浜市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第11号 高浜市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第12号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例及び高浜市教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第13号 高浜市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第14号 高浜市使用料及び手数料条例等の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第22号 平成25年度高浜市一般会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第23号 平成25年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第24号 平成25年度高浜市土地取得費特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第25号 平成25年度高浜市公共下水道事業特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第26号 平成25年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第27号 平成25年度高浜市介護保険特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第28号 平成25年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第29号 平成25年度高浜市水道事業会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長（北川広人） 日程第2 外郭団体等特別委員会の中間報告についてを議題といたします。
外郭団体等特別委員会にて調査、検討されております高浜市総合サービス株式会社の事業につきまして、会議規則第44条第2項の規定により、同委員長より中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許します。

外郭団体等特別委員長、小野田由紀子議員。

16番、小野田由紀子議員。

[外郭団体等特別委員長 小野田由紀子 登壇]

○外郭団体等特別委員長（小野田由紀子） それでは、御指名をいただきましたので、外郭団体等特別委員会の報告を申し上げます。

去る2月14日午前10時から、委員全員出席のもと、特別委員会を開催し、高浜市総合サービス

株式会社の総務課長と主事より平成24年度事業概要について説明を受けました。その後、質疑を行いましたので、その概要を報告いたします。

農協に移って固定資産税がどれくらい変わってきたのかとの問いに、建物自体についての固定資産は発生していませんとの答弁。

雇用に対する審査と不適切な職員の解雇についてはとの問いに、仕事に十分適切に業務ができると判断させていただいた上で採用という形で契約させていただいている。不適切な社員の方についての対応は、2カ月間の試用期間を設けさせていただき、もし合わないということであれば2カ月後に契約が解除になる。実際に働いている上でどうしても仕事が性に合わない方には御本人に説明し、無理というようなことであれば、御本人に退職をしていただくとの答弁。

受託収入が1,800万円ほど減っている要因と、売り上げは減っているが従業員が5名ほどふえているのは将来的な人材確保という意味なのかとの問いに、正規社員の賞与について、平成22年度は4.15カ月、平成23年度は3.95カ月に変更させていただいた。もう一つ、土日開庁が平成22年度は土曜日、日曜日1日ずつ開庁していたが、平成23年度は半日の開庁になった。また、有給の取得を予算の見積もりの中に算定しているが、75%から50%に下げさせていただいた。従業員が5名ふえているのは、刈谷豊田総合病院高浜分院の医療事務に臨時社員の人数をふやすことにより健診業務を厚くしたいという要望に対応したものの答弁。

施設は業務の管理を受けているので、古くなったから改修しろというのは無理な話かもしれませんが、修繕費は出せる話なので、十分市と協議し、利用者の利便のため、総合サービスに請け負っていただけてよかったという形にさせていただきたいとの問いに、指定管理を受託するに当たって150万円という修繕費が設定されているが、とても足りないという中で固定資産に該当しない持ち出し等も発生しているが、そちらの幅を今後も検討しながら対応していきたいとの答弁。

競合相手との差別化、どういう形で生き残りを図っていこうとされているのかとの問いに、市民ニーズに沿った形での対応、また市民活動をより活発にするような手助けを総合サービスで行う実績とともに提示をできるようなプレゼンをしていきたいとの答弁。

年齢別は何歳からか、正社員はどの分野が多いのかとの問いに、正社員76名で、個人情報の取り扱いが多い市役所の窓口業務、衛生管理が必要な給食調理業務に多く配置、年齢の幅は下が19歳、上が76歳との答弁でありました。

以上が外郭団体等特別委員会の報告であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので御参照いただきたいと思います。

〔外郭団体等特別委員長 小野田由紀子 降壇〕

○議長（北川広人） ただいまの外郭団体等特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 先ほどの報告の最初に、農協に移られたという文章だったように記憶をするんですが、もし違っていたら、ちょっとそこをお示してください。

○議長（北川広人） 16番、小野田由紀子議員。

○外郭団体等特別委員長（小野田由紀子） 農協に移って固定資産税がどれくらいに変わってきたという部分ですか。

○議長（北川広人） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 農協に移ってというんじゃなくて、農協に移ってその後ガス会社のところに移ってというふうにしたか質問ではなかったと思うんですが、現在はガス会社のほうに移ってみえるんで、農協に移ってではないと思いますので、ちょっとその点、正確をお願いします。

○議長（北川広人） 16番、小野田由紀子議員。

○外郭団体等特別委員長（小野田由紀子） ちょっと暫時休憩をお願いいたします。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午前11時59分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番、小野田由紀子議員。

○外郭団体等特別委員長（小野田由紀子） 今、議事録を確認させていただきましたところ、12番議員が言われております「農協のあそこに移って、それから東邦ガスのところにまた移ったんですけれども」というふうになっておりますので、農協のあそこに移って、それから東邦ガスのところにまた移ったんですけれどもというふうにつけ加えさせていただきたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

○議長（北川広人） ほかに。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

ここで、本日、本会議前に議会運営委員会が開催されましたので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、鈴木勝彦議員。

10番、鈴木勝彦議員。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 登壇〕

○議会運営委員長（鈴木勝彦） 御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日、本会議の前に、委員全員の出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

市長より同意第3号が追加提出され、この取り扱いについて検討いたしました結果、本日日程を追加することとし、その取り扱いについては、上程、説明を願って、委員会付託を省略し、全体により質疑、討論、採決の順序で行うことに決定いたしました。

皆様方の御協力をお願い申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（北川広人） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

市長。

○市長（吉岡初浩） 議会運営委員会におきまして御配慮のほどを申し上げておりました追加案件につきまして、固定資産評価委員の選任にかかわります同意案件1件をお願いするものでございます。詳細につきましては、副市長より説明をさせていただきますので、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北川広人） お諮りいたします。

ただいま市長より同意第3号が追加提出され、これを受理いたしました。この際、これを日程に追加いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、同意第3号を日程に追加することに決定いたしました。

○議長（北川広人） 日程第3 同意第3号 固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（杉浦幸七） それでは、同意第3号 固定資産評価員の選任について御説明を申し上げます。

本案は、現評価員の森野 隆が、平成25年度の定期人事異動に伴い、本日付で平成25年3月31日をもって固定資産評価員を辞職したい旨の願いが提出されましたので、これを受理することとし、後任者として、平成25年4月1日より鶴殿 巖を選任いたしたく本案を追加提案させていただくものでございます。

本人の略歴につきましては、別添参考資料にもございますように、固定資産の評価につきましても、知識、経験を有するものでありますので、何とぞ御同意賜りますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） これより質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第3号 固定資産評価員の選任について、原案を同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、同意第3号は原案に同意することに決定いたしました。

○議長（北川広人） 以上をもって、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。

市長、挨拶。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れさまでございました。

平成25年3月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る3月1日から本日26日までの26日間にわたりまして提案をさせていただきました諮問1件、同意3件、議案29件につきましては、それぞれ慎重に御審議を賜り、全案件とも原案のとおり御意見、御同意あるいは御可決を賜り、まことにありがとうございました。

報告2件につきましても、お聞き取りを賜りありがとうございました。

審議の過程でいただきました御意見、御要望に関しましては、今後の執行の参考とさせていただきます。

議員の皆様には一層の御指導、御鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（北川広人） これをもって、平成25年3月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る3月1日より26日間の長期間にわたり、議員各位におかれましては、本当に慎重審議、十分に御熱心な御審議を重ねていただきまして、まことにありがとうございました。

また、格別なる御配慮を賜り、円滑なる運営に御協力を賜りましたことも重ねてお礼を申し上げ

げます。

年度末、そしてまた年度初めとなります。季節の変わり目もあり、お体には十分御自愛をいただきながら、今まで以上に市民の福祉向上のために御活躍いただくことを御祈念申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

午後0時5分閉会
